

# 通所介護・通所型サービス（予防通所相当）重要事項説明書

＜ 令和 7年 4月 1日 現在 ＞

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2947-1212（午前8時30分から 午後5時30分まで）  
 担当 生活相談員  
 ※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

## 2 デイサービスセンター ロイヤルの園の概要

- (1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随するサービス  
 通所型サービス（予防通所相当）及び付随するサービス

### (2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービスセンター ロイヤルの園
所在地	埼玉県所沢市北野三丁目1番地18
法人名	社会福祉法人 栄光会
代表者名	理事長 北林 登美雄
電話番号	04(2947)1212
サービスの種類	通所介護・通所型サービス（予防通所相当）事業
介護保険事業者番号	1172500454
通常の事業の実施地域	所沢市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (3) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		サービス管理全般	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	1名( )		生活上の相談等	1名( )
機能訓練指導員	理学療法士、看護師	名( )	1名( )	リハビリテーション 機能訓練等	1名( )
看護介護職員	看護師	1名( )	2名( )	医療、健康管理業務等	3名( )
	准看護師	0名( )	1名( )		1名( )
	介護福祉士	5名( )	7名( )	日常介護業務	12名(0)
	1級～2級修了者	0名(0)	2名( )		2名(0)
その他		名( )	2名(1)	事務送迎業務他	2名(1)

( ) 内は男性再掲載

(4) 同施設の設備の概要

定 員	50 名	静 養 室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室	浴 室	一般浴槽と特殊浴槽 があります
相 談 室	1 室		
送 迎 車	5 台		

(5) 営業所の営業日、営業時間およびサービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで

※12月30日から1月3日までは、休業です。

緊急連絡先 04-2947-1212

3 サービスの内容（通所型サービス（予防通所相当）を含む。以下同じ）

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

- ① 送 迎…ご自宅まで送迎いたします。歩行困難な方は、ご相談ください。
- ② 食 事…利用者の健康に配慮された食事を食堂にて提供いたします。
- ③ 入 浴…身体状況に応じた入浴方法で、一般浴槽または特殊浴槽にて入浴いただけます。
- ④ 機能訓練…理学療法士の指導の基に、機能回復訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談…生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑥ 身体拘束…身体拘束等は原則として行いません。ただし、緊急やむを得ず必要と認められる場合は、別に定める手続きを経て実施することがあります。

4 料 金

(1) ー1 通所介護利用料金

① 通所介護利用料（1日あたりの自己負担額）

要介護度		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
		要介護1	費用（10割）	3,799	3,984	5,853
利用料（1割）	380		399	586	600	676
利用料（2割）	760		797	1,171	1,200	1,352
利用料（3割）	1,140		1,196	1,756	1,800	2,028
要介護2	費用（10割）	4,344	4,559	6,911	7,076	7,979
	利用料（1割）	435	456	692	708	798
	利用料（2割）	869	912	1,383	1,416	1,596
	利用料（3割）	1,304	1,368	2,074	2,123	2,394

要介護3	費用(10割)	4,919	5,155	7,979	8,174	9,243
	利用料(1割)	492	516	798	818	925
	利用料(2割)	984	1,031	1,596	1,635	1,849
	利用料(3割)	1,476	1,547	2,394	2,453	2,773
要介護4	費用(10割)	5,473	5,751	9,037	9,253	10,506
	利用料(1割)	548	576	904	926	1,051
	利用料(2割)	1,095	1,151	1,808	1,851	2,102
	利用料(3割)	1,642	1,726	2,712	2,776	3,152
要介護5	費用(10割)	6,038	6,336	10,105	10,352	11,789
	利用料(1割)	604	634	1,011	1,036	1,179
	利用料(2割)	1,208	1,268	2,021	2,071	2,358
	利用料(3割)	1,812	1,901	3,032	3,106	3,537

※「地域区分別1単位の単価(6級地)10.27円」

- ② 入浴費 1回あたり 41円
- ③ 食費 1食あたり 700円(全額自己負担)
- ④ おやつ代 1回あたり 100円(全額自己負担)
- ⑤ サービス提供体制加算(I) 1回あたり 23円
- ⑥ 中重度者ケア体制加算 1日あたり 47円
- ⑦ 科学的介護推進体制加算 1か月あたり 41円
- ⑧ 個別機能訓練加算(I)イ 1日あたり 58円
- ⑨ 介護職員等処遇改善加算(I)加算率 9.2%
- ⑩ 2時間以上3時間未満 4時間以上5時間未満の100分の70に相当する料金です。
- ⑪ その他

おむつ代150円、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

(通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用)

通常の事業の実施地域を超えた地点から10キロ未満 500円

通常の事業の実施地域をこえた地点から10キロ以上 600円

通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。通所型サービス(予防通所相当)の利用料の額についても同様とする。

### (1) -2 通所型サービス(予防通所相当) 利用料金

- ① 基本料金(1月あたり) 要支援1 費用(10割) 18,465円
- 利用料(1割) 1,847円
- 利用料(2割) 3,693円

		利用料（3割）	5,540円
	要支援2	費用（10割）	37,187円
		利用料（1割）	3,719円
		利用料（2割）	7,438円
		利用料（3割）	11,157円
② 基本料金（4回まで）	要支援1	費用（10割）	4,477円
		利用料（1割）	448円
		利用料（2割）	896円
		利用料（3割）	1,344円
	（5回から8回まで）	要支援2	費用（10割）
			4,590円
		利用料（1割）	459円
		利用料（2割）	918円
		利用料（3割）	1,377円
			「地域区分別1単位（6級地）10,27円」

③ サービス提供体制加算（Ⅰ）	（1月あたり）	
	要支援1	91円
	要支援2	181円
④ 科学的介護推進体制加算	1か月あたり	41円
⑤ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		206円
⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	加算率	9.2%
⑦ その他（1日あたり）	食費	700円
	おやつ代	100円

## （2）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、当分の間キャンセル料はいただきませんが、中止が決定したら早急にご連絡ください。ただし、行事への参加時は、弁当などの実費相当については、その代金をいただく場合があります。

## （3）支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合 ……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合 ……死亡日の翌日

#### ④ その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 6 サービスご利用に際しての禁止事項

### ① 事業者の職員や利用者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

### ② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為

#### ・暴力又は乱暴な言動

無理な要求、物を投げつける、刃物を見せる、手を払いのける、威圧的な態度で文句を言い続ける等

・セクシュアルハラスメント

体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、職員個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等

- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと
- ④ 禁止事項に該当するとみなされる行為があった場合、事業者は、契約を解除することができます。

## 7 当施設の通所介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 明るくて暖かい、家庭的な雰囲気になり溢れたホーム運営を行い、安心、生きがい、感動づくりを目指します。
- ② 「利用者本位」、「残存能力の活用」、「サービスの総合性」を介護基本理念とします。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

### (3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 …契約時にお迎えとお帰りの時間を決めさせていただきます。変更する場合は、事前にご連絡いたします。
- ・体調確認 …施設来園後、看護師による健康チェックを行います。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更
  - …発熱等で体調不良になられた場合は、入浴サービス等を中止したり、容体が急変された場合は、サービスを中止させていただく場合があります。この場合、緊急連絡先にご連絡いたします。
- ・時間変更 …利用時間を変更される場合は、事前にお申し出ください。
- ・設備、器具の利用…当施設の備付設備、器具のご利用は、原則として無料です。ご自宅でご利用されている車イス等の持ち込みは自由です。

## 8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡をいたします。

## 9 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、記録するとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

- |         |              |
|---------|--------------|
| ① 保険会社名 | 損害保険ジャパン株式会社 |
| ② 保険名   | 損害賠償保険       |

## 10 第三者評価の実施状況 実施実績無

## 11 当法人の概要

### (1) 社会福祉法人栄光会の概要

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 名称・法人種別    | 社会福祉法人 栄光会   |
| ② 代表者役職・氏名   | 理事長 北 林 登美雄  |
| ③ 本部所在地・電話番号 | 埼玉県所沢市北野三丁目1番地18<br>04(2947)1600   |
| ④ 運営する施設     | 特別養護老人ホーム ロイヤルの園<br>デイサービスセンター ロイヤルの園<br>小手指第1地域包括支援センター<br>ホームヘルプステーション ロイヤルの園<br>ライフアシスト ロイヤルの園<br>デイサービスセンター なかとみロイヤルの園<br>軽費老人ホーム ケアハウス ロイヤルの園<br>ロイヤルの園 居宅介護支援事業所<br>特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園<br>やまゆり 保育園<br>あきつやまゆり 保育園<br>Nicot 所沢<br>特別養護老人ホーム さいたまロイヤルの園<br>デイサービスセンター さいたまロイヤルの園<br>訪問介護ステーション さいたまロイヤルの園<br>さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所<br>特別養護老人ホーム かわぐちロイヤルの園<br>特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園<br>特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園 |

## 12 所沢ロイヤル・ワム・タウンについて

### (1) 所沢ロイヤル・ワム・タウン

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、高齢者が住みなれた地域や家庭で生活できるよう、「在宅サービス」と「施設サービス」を複合的に、適切に提供し、誰もが健やかに老い、心安らかな老後を迎えられる地域社会の実現をめざす、医療と保健と福祉、それぞれの分野を総合的にとらえた「ヘルスケア」の複合体です。

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、医療法人啓仁会と社会福祉法人栄光会が、総合的に連携して構成しています。

### (2) 所沢ロイヤル・ワム・タウンを構成している 医療法人啓仁会 について

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 名称・法人種別    | 医療法人 啓仁会   |
| ② 主たる事務所の所在地 | 埼玉県所沢市北野三丁目20番地1   |
| ③ 運営する施設     | 所沢ロイヤル病院<br>介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘<br>訪問看護ステーション ロイヤル<br>地域密着型通所介護事業所 所沢ロイヤルの郷<br>ロイヤルこころの里病院<br>ロイヤルくつろぎの森<br>平成の森・川島病院<br>介護老人保健施設 平成の森<br>訪問看護ステーション 平成の森<br>訪問介護ステーション 平成の森<br>在宅介護支援センター きずな<br>居宅介護支援事業所 きずな<br>川島クリニック<br>介護老人保健施設 いたうの杜<br>居宅介護支援事業所 いたうの杜<br>訪問介護ステーション いたうの杜<br>石巻ロイヤル病院<br>豊川さくら病院<br>介護老人保健施設 たんぽぽ<br>介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘 |

令和 年 月 日

通所介護（通所型サービス（予防通所相当）を含む。以下同じ）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 埼玉県所沢市北野三丁目1番地18

<名称> 社会福祉法人 栄光会

<説明者氏名> \_\_\_\_\_ ㊟

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

<住所> \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ㊟

(代理人：続柄 \_\_\_\_\_ )

<住所> \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ㊟

# 個人情報についての同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 栄光会 様

利用者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ㊞

(家族代表：続柄 \_\_\_\_\_ )

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ㊞

私及びその家族は、社会福祉法人栄光会 デイサービスセンター ロイヤルの園と締結した「通所介護利用契約書」に基づくサービスの利用にあたり、下記の事項に同意いたします。

## 記

1. 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
2. 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
3. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
4. 利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
5. 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
6. 行政の開催する評価会議およびサービス担当者会議において必要とする場合
7. その他サービス提供において必要とする場合
8. 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

以上